

呉市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に基づき、法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(認定の対象)

第2条 就労訓練事業の認定は事業所ごとに行う。ただし、同一法人が、複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合において、当該事業が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行う。

(認定の手続)

第3条 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式

1）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合など他の法律に基づく監督を受ける法人については、(1)から(5)までの書類の添付を要しないものとする。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- (3) 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類
- (4) 貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- (5) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (6) 誓約書（様式2）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(認定基準)

第4条 就労訓練事業の認定基準は、規則第21条に基づき、次のとおりとする。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ア 法人格を有すること。
- イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

- ウ 自立相談支援機関のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- オ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - (ロ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (ハ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (ニ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (ホ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (ヘ) 破産者で復権を得ない者
 - (ニ) 役員のうち(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
 - (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

- ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者（以下「利用者」という。）に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - (ロ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - (ハ) (ア)から(ロ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。
- イ アに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

(3) 安全衛生に関する要件

利用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

(認定等)

第5条 市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う。

この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式3）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

2 市長は、前項の認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式4）を送付することにより、その旨を通知する。

(事業の変更)

第6条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、申請書に記載した事項に変更があった場合は、次のとおり届け出なければならない。

(1) 記載した事項のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出用）（様式5）により、市長に届け出なければならない。

ア 就労訓練事業が行われる事業所の名称

イ 就労訓練事業が行われる事業所の所在地，連絡先

ウ 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

(2) 記載した事項のうち、ア以外の事項に変更があった場合は、速やかに認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事後届出用）（様式6）により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第7条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式7）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第8条 市長は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式8）により報告を求めることができる。

(認定の取消)

第9条 市長は、認定就労訓練事業が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式9）により当該認定を取り消すものとする。

(その他)

第10条 認定就労訓練事業者は、この要綱のほか、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に示した事項を遵守すること。

2 認定就労訓練事業者は、10名以上の定員を設けて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、同法第69条の規定に基づき、所定の事項を市長に届け出ること。

3 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。